



9歳までの子どもを育てている方へ

もう申請はお済みですか? ~児童手当のご案内~

児童手当の目的って?

児童手当は、これからの未来を支えていく子ども達が心も体も健やかに育つように、そしてその子ども達を育てる家庭の生活の安定を応援することを目的とした手当です。

支給対象者は?

生まれた時から9歳到達後、最初の3月31日までの間にあるお子さんを育てている方に支払われます。ただし、前年(1月~5月の請求分については前々年)の所得が国で定める限度額を超えますと児童手当等の支払いはされません。

いつ支払われるの?

毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分まで支払われます。

手当に種類はあるの?

児童手当...3歳未満の子どもを育てている方に支払われる手当です。

特例給付...所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等(厚生年金等に加入している)の特例として、所得が一定額未満の場合に限って支払われる手当です。

小学校第3学年修了前特例給付...小学校第3学年修了前の子どもを育てている方に支払われる手当です。さらに区分として、国民年金加入者は「非被用者」、厚生年金等の加入者は「被用者」というふうに区分されます。

児童手当の額は?

- 1人目の子ども.....5,000円
- 2人目の子ども.....5,000円
- 3人目以降の子ども...10,000円

問い合わせ先

福祉事務所	5 8 2 2 9 4	峰支所	8 3 0 3 0 4
上対馬支所	8 6 3 1 1 3	美津島支所	5 4 2 2 7 1
上県支所	8 4 2 3 1 3	巖原支所	5 2 1 2 1 1



請求に必要なものって?

- 認定請求書
- 年金加入証明書
(厚生年金等に加入している場合)
- 印鑑
- 銀行の預金通帳

その他必要に応じて提出する書類があります。

注意! 手当の支払いは、認定請求の翌月分からとなりますので、子どもが生まれた時などはお忘れなく! 現況届について教えて!

現在、手当を受けている方は毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、手当を引き続き受ける要件にあるかどうかを確認するためのものですので、必ず提出してください。

注意! 提出されないと6月分以降の手当が受給できなくなります!

その他必要な届は?

引っ越した時や新たに子どもが増えた時、生まれた時などは届出が必要です。

その他、ご不明な点がございましたら各支所健康福祉課福祉班又は福祉事務所福祉課へお気軽にお問合せください。



交通遺児育成基金の案内

交通事故で父母を失った交通遺児に対して育成給付金を支給する制度です。満19歳まで給付があり、遺児の生活安定に役立っています。

制度の内容

交通遺児(満11歳未満)が損害賠償金などから拠出金を払い込んで加入すると、この資金に国や民間からの援助金を加えて、満19歳になるまで3ヶ月ごとにとまめて育成給付金を給付します。(年金方式) 加入年齢時の拠出金額加入できるのは10歳までです)

0~4歳	5歳	6歳	7~8歳	9歳	10歳
700万円	665万円	630万円	595万円	560万円	525万円

育成給付金額(月額)				
0~5歳	6~8歳	9~11歳	12~14歳	15~18歳
32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円

加入時年齢	0~2歳	3~5歳	6~8歳	9~10歳	11~18歳
給付金総額					
受取総額	1,070~990万円	950~870万円	840~740万円	690~640万円	

その他の給付金

遺児が満6歳、満12歳、満15歳に達したとき、それぞれ35,000円と、満19歳になったとき、完了給付金として20,000円が支給されます。

問い合わせ先

財団法人 交通遺児育成基金

〒102 0083

東京都千代田区麹町6-1-25 上智麹町ビル6階

フリーダイヤル: 0120-163611

03-5212-4511

春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(木)～4月15日(土)

重点

子供と高齢者の交通事故防止
二輪車と自転車の交通事故防止
シートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底



スローガン

手をあげて

しっかり見よう

右左

《平成18年 春の運転者講習会日程表》

月日	曜日	開催地	会場	備考
4月1日	土	豊玉町水崎	西部漁民厚生センター	
2日	日	仁位	対馬市公会堂	
3日	月	千尋藻	千尋藻漁村センター	
4日	火	美津島町今里	今里漁民センター	
5日	水	雞知	美津島文化会館	
6日	木	小船越	小船越コミュニティセンター	
7日	金	厳原町阿連	漁協集会場	
8日	土	小茂田	佐須地区体育館	
9日	日	久根田舎	久根へき地保健福祉館	
10日	月	豆酸	豆酸住民センター	
11日	火	久田	ありあけ会館	
12日	水	国分	対馬市役所1階大会議室	
13日	木	国分	対馬市役所1階大会議室	

春の全国交通安全運動

講習開始は、午後7時30分からです。時間厳守をお願いします。

上対馬、上県、峰地区の講習会は、4月6日～15日を予定しています。
詳しい日程については、4月に入り各地区の防災無線等でお知らせします。

【問い合わせ先】 対馬南地区交通安全協会 0920 52 5541
対馬北地区交通安全協会 0920 84 2905



巡回歯科診療が実施されます

受診できる方

一般の歯科診療所で治療及び通院が困難な障害(児)者の方

現在、一般歯科診療所に通院中または通院可能な方は受診申込ができません。

軽度の障害のある方も専門医により診察を行い、必要に応じ協力医へ紹介します。

・受診の際は、必ず保護者(介助者)同伴をお願いします。

診療日

4月～5月の木・金曜日(隔週)8日間

《4月》 6日(木)、7日(金)、20日(木)、21日(金)

《5月》 11日(木)、12日(金)、25日(木)、26日(金)

診療時間

曜日で時間が異なります。

・木曜日 13時～17時

・金曜日 9時～15時

(ただし12時から1時間は休診)

4月6日(木)の初日は検診です

で必ず受診してください。また、限られた日数ですので、十分な治療が出来るよう初回からの受診をお勧めします。

実施場所 対馬学園(豊玉町和板)

診療費用

保険診療ですので一般の歯科医院で

受けるのと同じ自己負担があります。

・保険証・原爆手帳・老人医療受給者証・障害者手帳及び療育手帳等は、初診日に必ず持参ください。

・福祉医療費受給対象の方は、福祉医療費支給申請書を月1回持参してください。

申込窓口

市福祉課及び各支所健康福祉課

申込書も準備しています。

申込期限 平成18年3月22日(水)

あらかじめ治療が必要と分かっている方は、期限内に申し込んでください。また、この申込み期限以降で申込みする場合は、診療を希望する月の前月の25日までに対馬市福祉課にお申し込みください。急患の場合は随時受け付けております。

問い合わせ先

対馬市福祉事務所

(0920 58 1119)

または各支所健康福祉課

対馬保健所 地域保健課

(0920 52 0166)

診療内容のお問い合わせは、

長崎県歯科医師会まで

口腔保健センター

(095 848 5970)